

東日本大震災（福島第一原子力発電事故を含む）により被災した 在学生、受験生及び入学予定者に対する平成 24 年度の特別措置要項

趣 旨

この要項は、東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）により被災した在学生、受験生及び入学予定者に対して措置する、授業料・教育充実費・実験実習料（以下「授業料等」という。）の減免、入学検定料の免除、入学登録金の減免及び修学支援助成金の給付に関して必要な事項を定める。

在学生に対する取扱い

1 対象者

本学の学部生・大学院生のうち、『東日本大震災により、「災害救助法の適用を受けた地域」に本人若しくは学費支弁者が居住して被災した者』（以下「被災者」という。）で、平成 23 年度に「授業料等の減免」を受けた在学生

ただし、平成 23 年度末をもって、最短修業年限に達した者を除く。

2 経済的支援の基準

被害状況及び現在の家計状況を勘案して、次のとおり授業料等を減免するとともに、修学支援助成金を給付する。

被害状況及び現在の家計状況		授業料等の減免	修学支援助成金
家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者で、	現在も、家計の回復が見込めず、修学を継続することが困難な者	春学期・秋学期の授業料等の全額	春学期・秋学期各 48 万円
家屋の半壊など、上記に至らない被災者で、		春学期・秋学期の授業料等の半額	春学期・秋学期各 24 万円
震災当時、福島第一原子力発電所事故で「警戒区域」「計画的避難区域」に指定された地域に居住しており、現在、避難生活をしている者で、		春学期・秋学期の授業料等の全額	春学期・秋学期各 48 万円

3 経済的支援対象者の決定

- (1) 経済的支援を希望する者は、 に定める申請書類を平成 24 年 6 月 13 日（水）までに、当該キャンパスの事務窓口（千里山キャンパスは学生センター奨学支援グループ、その他のキャンパスは各奨学金窓口）へ提出し、本学が設置する判定会議の議を経て学長が対象者を決定する。
- (2) 授業料等減免措置を申請した者は、平成 24 年 5 月 31 日（木）までに学費の延納手続を行うものとする。
- (3) 秋学期の経済的支援措置は、別途申請する扱いとする。

4 適用期間

平成 24 年度 1 年間とする。

2012（平成24）年度受験生に対する取扱い

- (1) 受験生のうち、被災者の「入学検定料」は、平成23年5月26日に公表した「東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）における平成23年度秋学期以降の経済的支援について」に基づき全額免除し、入学検定料を納入済の場合は、これを返還する。
- (2) 平成24年度秋学期受験生についても同様の扱いとする。

2012（平成24）年度入学予定者に対する取扱い

1 対象者

本学学部・大学院への2012（平成24）年度入学を予定している被災者

2 入学登録金及び入学初学期（春学期）授業料等の納入猶予

経済的支援を申請した者については、入学登録金の納入期日を入試ごとに設定する期日から平成24年3月26日（月）に、入学初学期授業料等の納入期日を平成24年3月24日（土）から平成24年3月26日（月）に変更し、その納入を猶予する。

3 経済的支援の基準

被害状況及び現在の家計状況を勘案して、次のとおり入学登録金及び入学初学期・秋学期授業料等を減免するとともに、修学支援助成金を給付する。

被害状況及び現在の家計状況		入学登録金及び入学初学期・秋学期授業料等の減免	修学支援助成金
家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者で、	現在も、家計の回復が見込めず、入学することが困難な者	・入学登録金の全額 ・入学初学期・秋学期授業料等の全額	入学初学期・秋学期 各48万円
家屋の半壊など、上記に至らない被災者で、		・入学登録金の全額 ・入学初学期・秋学期授業料等の半額	入学初学期・秋学期 各24万円
震災当時、福島第一原子力発電所事故で「警戒区域」「計画的避難区域」に指定された地域に居住しており、現在、避難生活をしている者で、		・入学登録金の全額 ・入学初学期・秋学期授業料等の全額	入学初学期・秋学期 各48万円

4 経済的支援対象者の決定

- (1) 経済的支援を希望する入学予定者は、 に定める申請書類を平成24年3月17日（土）必着で入試センターに提出し、判定会議の議を経て学長が対象者を決定する。
- (2) 経済的支援決定者が、入学登録金及び入学初学期授業料等を納入済みの場合は、これを返還する。
- (3) 秋学期の経済的支援措置は、別途申請する扱いとする。

5 適用期間

平成24年度1年間とする。

申請書類

1 「被災者特別措置申請書」

2 証明書等

在学生・入学予定者共通

証明書等	備考
ア 「罹災証明書」	提出必須（既に提出済の者を除く）
イ 「所得課税証明書」	提出必須（市区町村役場が発行する平成 22 年分及び平成 23 年分の学費支弁者のもの ただし、入学予定者は平成 23 年分を省略することができる。

入学予定者のうち、該当者のみ

ウ 「死亡証明書」	学費支弁者が被災により死亡した場合に必要な（死亡の事実を明らかにした書類（「戸籍抄本」など公的機関によって証明された書類、あるいは「死亡診断書」など医師によって証明された書類も可）
エ 「診断書」	学費支弁者が被災により重症を負った場合に必要（医師が作成したもので傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたもの）

本学が必要と認めた場合は、上記以外の書類の提出を求めることがある。

その他

- 1 諸費についても同様に減免する。
- 2 「授業料等の減免」と、本学が独自に実施する他の給付奨学金制度との併用はできない。

以 上